

消費生活相談員（長岡市会計年度任用職員）募集案内

令和6年5月
長岡市市民協働推進部市民課
消費生活センター

- 1 募集人員 消費生活相談員（会計年度任用職員） 2名
- 2 応募資格
次のいずれかに該当し、パソコンの基本操作ができる人
 - (1) 消費生活相談員（国家資格）、消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定）、消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会認定）、消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会認定）のうち、いずれかの資格を有する人
 - (2) 消費生活相談員の資格を取得する意欲があり、かつ、消費生活相談員としての職務遂行に必要な経験、知識等を有すると認められる人
- 3 任用期間 令和6年7月1日以降令和7年3月31日まで
 - ※ 任用開始日は採用決定後調整
 - ※ 条件付き採用期間あり（原則1か月間）
 - ※ 勤務成績等により任用を更新する場合あり
- 4 職務内容
 - (1) 消費生活に関する相談対応（助言、あっせん等）に関すること
 - (2) 消費生活に関する啓発・情報提供（出前講座等）に関すること
 - (3) 多重債務に関する相談及び解決支援に関すること
 - (4) 研修会への参加
 - (5) その他上記に付随する業務
- 5 勤務条件
 - (1) 勤務場所 長岡市消費生活センター
（長岡市大手通2丁目2番地6 ながおか市民センター 2階）
 - (2) 勤務時間 3パターンのスライド勤務
 - ①午前9時から午後4時まで（休憩1時間）
 - ②午前9時30分から午後4時30分まで（休憩1時間）
 - ③午前10時から午後5時まで（休憩1時間）
 - (3) 報酬額 月額159,948円（報酬の支払日は原則として当月の21日）
 - ※ 資格等により別途加算される場合あり
 - ※ 勤務実績に応じて期末・勤勉手当を支給
 - ※ 通勤距離（片道）が2km以上の場合、距離に応じて通勤手当を支給（上限あり。徒歩の場合は支給対象外）
 - (4) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

- (5) 休 暇 ①年次休暇（有給）
※ 1年目は10日を付与（1日又は1時間単位で取得可能）
※ 任用を更新した場合、次年度以降、毎年2日ずつ加算（20日間を限度）
②特別休暇（忌引休暇（有給）、結婚休暇（有給）、産前産後休暇（有給）、
生理休暇（無給）など）
③療養休暇（無給）、介護休暇（無給）、休業制度（無給）など
- (6) 加入保険 健康保険・介護保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険に加入
- (7) そ の 他 ①職員用の駐車場はありません。
②年1～2回程度、宿泊を伴う2～3日程度の研修があります。

6 応募手続き

- (1) 提出書類 ①消費生活センター 会計年度任用職員採用試験申込書
②消費生活センター 会計年度任用職員採用試験用レポート
課題：「消費生活相談の役割と消費者被害防止の課題」
説明：長岡市消費生活センターにおいても、消費生活に関する相談が多く寄せられています。消費生活相談の役割及び相談対応における留意点は何か。また、消費者被害の未然防止における課題について、あなたの考えを800字以内でお書きください。（自筆とし、パソコン等での作成不可）
- (2) 提出期限 随時 ※採用者が決定次第締め切ります。
- (3) 提出方法 ①持参 平日の午前9時から午後5時までに持参すること。
②郵送 必ず簡易書留とし、封筒の表に赤字で「採用試験申込書」と記入のこと。
- (4) 提出先 長岡市消費生活センター
〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6（ながおか市民センター2階）
電話 0258-32-0082（直通）
※ 提出書類が不備なものは受け付けません。また、受付後の提出書類は返却しません。

7 採用試験

- (1) 日 時 随時 ※応募手続き後、日時等をお知らせします。
- (2) 会 場 ながおか市民センター又はまちなかキャンパス長岡 会議室
- (3) 内 容 書類審査、面接試験及びパソコン実技（ワード、エクセル）

8 その他

- (1) 採用試験申込書及びレポートは、消費生活センター（ながおか市民センター2階）で配布します。長岡市のホームページからもダウンロードできます。
- (2) 申込み、面接試験の際の交通費等は支給しません。
- (3) 選考結果は、受験された方全員に通知します。